

廃棄物処理施設整備費補助金の存続・拡充を求める緊急決議

持続可能な循環型社会の形成は、二十一世紀の我が国の国家的課題である。この循環型社会の基盤である廃棄物処理施設は今なお不足しており、深刻な不法投棄問題の解決に資するためにも、引き続き、廃棄物処理施設の整備を強力に進める必要がある。

今般、地方六団体から政府に提出された「国庫補助負担金等に関する改革案」において、廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金の一つに、廃棄物処理施設整備費補助金が盛り込まれたところである。

しかしながら、廃棄物処理施設は、地元住民にとって迷惑施設であり、市町村では、国からの財政支援や技術・安全面での確認により、地域住民の理解を得て建設を進めているものである。仮に移譲された場合、廃棄物処理施設の建設が滞るおそれ大きい。また、ダイオキシン対策などに見られるように、科学的知見の充実や国際的な動向に応じた規制強化が緊急に必要な場合、国の補助がなければ迅速な対策の実施が困難となる。

さらに、浄化槽は、今後生活排水の処理を進めることが必要な中山間地域において、その役割がますます大きくなってきているが、仮に下水道等と異なり浄化槽整備に関する補助金のみが廃止されれば、地方公共団体が地域に適した汚水処理施設を整備することができなくなる。

このようなことから、循環型社会を構築するためには、廃棄物処理施設整備費補助金は必要不可欠であり、存続させることは言うに及ばず、むしろ拡充、強化すべきである。

このため、当小委員会として、次のとおり決議し、政府に対してその実現を強く要望していくものである。

- 一 循環型社会の構築という国家的課題に国と地方が一体となって取り組むことができるよう、廃棄物処理施設整備費補助金を存続させること
- 一 ごみ処理関係施設整備、浄化槽整備に係る補助率をそれぞれ三分の一、二分の一に引き上げるなど、廃棄物処理施設整備費補助金を充実強化させること

平成十六年八月三十一日

自由民主党政務調査会環境部会

廃棄物・リサイクル対策小委員会